

委員会提出意見書案第2号

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

平成27年9月28日提出

提出者 民生福祉常任委員長 下瀬俊夫

## 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしている。特に、高齢化率の高い地域では県民所得の約17%、家計の最終消費支出の約20%を占めるなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

国では、昨年6月に改訂した日本再興戦略において、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対して、少子高齢化社会においても年金制度を維持していくために年金積立金の運用の見直しを求め、GPIFは10月末に株式や債券等の運用資産の構成割合の見直しを行ったところである。

言うまでもなく、年金積立金は、高齢者の生活の安定のために使われる国民の貴重な財産であり、その運用は、厚生年金保険法等の規定により、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこととされている。

よって、国におかれては、金融市場の動向に細心の注意を払うとともに、GPIFが行う年金積立金の運用に対し、被保険者の動向を踏まえて、これまで以上に厳格な監視等を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会